

亞東關係協會與公益財團法人交流協會間
有關強化產品安全領域之交流與合作備忘錄

亞東關係協會與公益財團法人交流協會（以下簡稱「交流協會」，並與亞東關係協會併稱「雙方」），依據 1972 年 12 月 26 日簽訂「亞東關係協會與財團法人交流協會互設駐外辦事處協議書」第 3 條第 7 款及 2010 年 4 月 30 日簽訂「亞東關係協會與財團法人交流協會於 2010 年強化台日交流合作備忘錄」第 5 條之規定，就共同辦理下列事項，以及為取得相關主管機關等之同意，咸認在產品安全領域上有更進一步強化交流及合作之認知下，雙方達成相互合作之共識：

- 一、雙方為確保產品安全領域之安全及追求降低風險，將努力強化產品安全之合作關係，亞東關係協會將敦請經濟部標準檢驗局（BSMI），交流協會將敦請經濟產業省及獨立行政法人製品評價技術基盤機構（NITE）提供協助。
- 二、雙方除每年輪流舉辦一次實務階層之定期會議外，並視實際需要可隨時舉行專家交流會。
- 三、雙方將針對下列彼此關心之事項進行資訊交換：
 - （一）有助於確保消費性生活產品之相關科學、技術及規範方面之資訊；
 - （二）在臺日各自法令範圍內，有關產品之健康、安全等相關問題之資訊；

- (三) 有關產品標準化之資訊；
- (四) 有關適用臺日各自市場法令之一般性資訊；
- (五) 有關在臺灣或日本生產之產品有明確風險存在，以及為應對該風險所採取措施之相關資訊；
- (六) 有關在第三國製造，在臺灣或日本流通之消費性生活產品有明確風險存在，以及為應對該風險所採取措施之相關資訊；
- (七) 有關主要產品回收及召回案例之相關資訊；
- (八) 有關起因於消費性生活產品之重大事故、風險評估結果及產品測試等相關資訊；
- (九) 有關消費性生活產品風險評估之方法及查明事故原因所使用技術之相關資訊。

四、(一) 依據第三條規定取得資訊之處理，及依據第三條規定資訊交換之資料蒐集，各依臺日內部法令辦理。

(二) 依據第三條規定取得之資訊，不得作為刑事程序使用。

(三) 依本合作備忘錄取得之資訊，包含有關個人隱私、商業機密或其他具機密性質之資訊，在未取得提供資訊之一方同意的情形下，除第一條所規定之相關主管機關與團體以外，不得使用、洩漏或公開予第三者。

五、在雙方同意之情形下，雙方可開辦實際從事消費性生活產品安全實務工作者之研修課程。

六、雙方為執行相互合作之研修課程及其他相關計畫，將在

- 消費性生活產品安全領域上推動專家等人員交流。
- 七、雙方同意各自指定負責窗口，就本合作備忘錄相關事項，直接聯絡及意見諮詢。
- 八、本合作備忘錄自雙方簽署日開始實施。
- 九、本合作備忘錄，得在雙方協商下進行修正。任一方得在90日前，以書面通知另一方將終止本合作備忘錄。

本合作備忘錄以中文及日文繕製一式二份，並於2016年11月30日在臺北簽署。

亞東關係協會會長

公益財團法人交流協會會長

亜東関係協会と公益財団法人交流協会との間の
製品安全分野における交流及び協力の強化に関する協力覚書

亜東関係協会及び公益財団法人交流協会（以下「交流協会」、亜東関係協会と併せて「双方」という。）は、1972年12月26日に作成された「亜東関係協会と財団法人交流協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め」第3項（7）及び2010年4月30日に作成された「亜東関係協会と財団法人交流協会との間の2010年における台日双方の交流と協力の強化に関する覚書」第5項に関連し、次の事項を共に実施し、また、これらにつき必要な関係当局等の同意が得られるよう、製品安全分野における更なる交流及び協力の必要性の認識の下、相互に協力することにつき共通認識に達した。

1. 双方は、製品安全分野における安全の確保及びリスクの低減を追求するため、製品安全における協力関係を強化するよう努力することとし、亜東関係協会は經濟部標準檢驗局（BSMI）、交流協会は経済産業省及び独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）に対し、それぞれの協力を要請する。
2. 双方は、年一回程度の実務者による定期会合を相互に開催するとともに、必要に応じて、専門家による交流を随時実施する。
3. 双方は、共に関心を有する以下の項目について情報交換を行う。
 - (1)消費生活用製品の安全の確保に資する科学面、技術面、規則面に関する情報
 - (2)台日それぞれの法令の範囲内において、健康及び安全に関して明らかになった製品の問題に関する情報
 - (3)製品の標準化活動に関する情報
 - (4)台日それぞれの市場に対する法令の運用に関する一般的な情報
 - (5)台湾又は日本で生産された製品について明らかになったリスク及び当該リスクに対して講じられた措置に関する情報
 - (6)第三国で製造され、台湾及び日本で流通している消費生活用製品について明らかになったリスク及び当該リスクに対して講じられた措置に関する情報
 - (7)主要な製品回収及びリコール事例に関する情報
 - (8)消費生活用製品に起因する重大事故、リスク評価結果及び製品テストに関する情報
 - (9)消費生活用製品のリスク評価手法及び事故原因究明技術に関する情報
4. (1) 3. の規定に基づき得られた情報の取扱い、及び、3. の規定に基づく情報交

換のための情報の収集は、台日それぞれの法令の範囲内で行われる。

(2) 3・の規定に基づき得られた情報は、刑事手続には使用されない。

(3) 本協力覚書の下で得た情報に、個人情報、商業機密その他機密性のあるデータが含まれる場合には、情報を提供する一方の同意が得られない限り、1・に規定する関係するそれぞれの当局及び団体に対してを除き、使用、漏洩又は第三者への開示を行ってはならない。

5. 双方は、双方が同意した場合には、消費生活用製品の安全性に携わる実務者のための研修プログラムの策定を行う。
6. 双方は、相互協力に関する研修プログラム及びその他プログラムを実施するため、消費生活用製品の安全分野における専門家等の人的交流を行う。
7. 双方は各自の担当者を指定し、本協力覚書に関連する事項について、直接連絡及び意思疎通を図ることに同意する。
8. 本協力覚書は、双方が署名をした日から開始する。
9. 本協力覚書は、双方の協議に基づいて修正することができる。いずれの一方の側も、90日前に他方の側に対して書面による通告を行うことにより、本協力覚書を終了させることができる。

本協力覚書は、中国語及び日本語により各二部作成され、2016年11月30日、台北において署名された。

亜東関係協会会長

公益財団法人交流協会会長